

## 医療に係る安全管理のための基本方針

### 1. 安全管理に関する基本方針

医療事故を防止するためには、施設及び全職員が、事故防止の必要性・重要性を病院全体及び職員一人ひとりの課題として認識し、日々の業務における事故防止に努め、防止体制の確立を図ることが必要である。

このため、医療事故の防止に係る各種機関・委員会を設置し、病院内外関係者との協議のもとに、組織的な安全管理体制を確保し、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整備していく。

### 2. 医療安全管理委員会その他の当該病院等の組織に関する基本方針

院内の医療安全管理体制の確保及び推進を図るため、医療安全管理委員会を設置している。医療安全管理センターからインシデント・アクシデントの報告を受け、現状を把握すると同時に、再発防止対策案や病院全体の改善すべき問題点などについて、その妥当性や改善策を審議するとともに病院内全体に周知徹底を行う。

### 3. 従業者に対する医療に係る安全管理のための研修に関する基本方針

医療安全管理に関する基本的考え方や、事故予防・再発防止の基本的な方策を周知することにより、個々の職員の医療安全に対する意識を高め、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上を図ることを目的とする。全職員（派遣・委託職員を含む）を対象とした医療安全研修を年2回以上実施する。

### 4. 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

当院は、インシデント（ヒヤリ・ハットを含む）および重大な事象（有害事象・医原性合併症等を含む）に関する報告を通じて院内のリスク情報を早期に把握し、患者・職員の安全確保のため適切に対応する。重大な事象が発生した場合は、医療安全管理統括責任者へ速やかに報告し、病院組織全体で対応する。

報告された情報は、医療安全管理委員会等で事象および分析結果を確認した上で、リスクの重大性、再発可能性、システム改善の必要性等の観点から審議し、事故予防策・再発防止策を決定する。

決定した対策は、医療安全管理センターを中心に各部門を通じて全職員に周知し、確実な実施を図る。また、研修や院内広報等により周知徹底し、組織全体で継続的な業務改善と再発防止に取り組む。

万が一、医療に起因した予期せぬ死亡事案が発生した場合には、医療法に定める「医療事故調査制度」に基づき、患者・患者家族に対する説明・医療事故調査委員会の設置・調

査、一般社団法人日本医療安全調査機構への報告等、適正なプロセスにて運用する。

## **5. 医療事故等発生時の対応に関する基本方針**

医療事故発生時は患者の救命処置を最優先し、誠意をもって治療に専念するとともに、患者・家族に対し、事実関係を誠実に、かつ迅速にご説明する。必要に応じて「医療事故対策委員会」を設置し、客観的な原因究明を行う。これらのプロセスで得られた情報は、医療安全の目的以外には使用せず、厳重な管理下で保存する。

## **6. 医療従事者と患者との間の情報の共有に関する基本方針**

患者と医療情報を共有し、対等なパートナーシップを築くことが安全の基盤であると考ええる。本方針は WEB サイトで常時公表するとともに、院内掲示および閲覧の求めに速やかに応じる。

## **7. 患者からの相談への対応に関する基本方針**

患者や家族からのご不安、ご意見を真摯に受け止めるため、患者相談窓口（医事課 地域連携担当）を設置している。相談内容は厳重な守秘義務のもとに取り扱い、患者が相談によって不利益を被ることは一切ない。また、寄せられた意見は匿名化した上で、医療安全管理センターと共有し、病院運営の改善や事故防止に積極的に活用する。

## **8. その他医療安全の推進のために必要な基本方針**

医療情勢の変化や社会的な要請を反映させるため、医療安全管理委員会において年 1 回以上の定期的な見直しを行う。また、高難度新規医療技術の導入、未承認新規医薬品等に際しては、関係学会のガイドラインおよび臨床研究に関する倫理指針を遵守し、組織的な審査を経て安全性を確保する。

平塚市民病院 病院長